

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

令和8年3月27日

奈良県監査委員	芝 池 多津子
同	井 上 圭 吾
同	中 川 崇
同	伊 藤 將 也

令和7 監査年度

行政監査結果報告書

個人情報 の 適正管理 について

令和8年3月

奈良県監査委員

目 次

第 1	監査の概要-----	2
1	監査のテーマ-----	2
2	監査の目的-----	2
3	監査の観点及び着眼点-----	2
4	監査の対象-----	2
5	監査の実地方法-----	3
6	監査の実施時期-----	3
第 2	監査の結果-----	4
1	個人情報の取得・保有・管理状況について-----	4
(1)	取得件数・保有件数-----	4
(2)	個人情報等を取り扱う管理体制-----	6
(3)	保有個人情報の適正管理に関する研修機会の付与の状況-----	11
(4)	保有個人情報の管理状況-----	11
(5)	個人情報の取扱いに係る外部委託の状況-----	14
(6)	保有個人情報の廃棄について-----	21
(7)	監査の所見-----	22
2	個人情報の利用・提供について-----	23
(1)	保有個人情報の利用・提供状況-----	23
(2)	監査の所見-----	24
3	保有個人情報に係る事故発生について-----	24
(1)	保有個人情報の安全管理措置について-----	24
(2)	保有個人情報の漏えい防止措置-----	26
(3)	監査の所見-----	27
第 3	監査の総括-----	28
<参考資料>		
	関係法令等-----	29

第1 監査の概要

地方自治法第199条第2項に規定する事務の執行に関する監査（行政監査）を次のとおり実施した。

1 監査のテーマ

個人情報の適正管理について

2 監査の目的

県では、個人情報の漏えい等の事案が複数発生していることを踏まえ、県が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、取得、管理、利用、提供等が適正に行われているかなどを検証し、今後の適切な事務の執行に資することを目的とする。

3 監査の観点及び着眼点

個人情報の適正管理について、奈良県監査基準（令和2年3月27日奈良県監査委員告示第4号）に準拠し、主に、合规性、効率性及び有効性の観点から、次の着眼点により監査を行った。

- 個人情報の取得・管理は適正に行われているか。
- 個人情報の利用・提供は適正に行われているか。
- 個人情報の保護等に係る事故が発生した場合、適切に対応できるか、対応しているか。
- 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の安全管理は適切に行われているか。

4 監査の対象

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号。以下「条例」という。）第2条1項によれば、実施機関（知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない、とされており（P6参照）、上記の個人情報を取り扱っている機関を監査の対象とした（以下「監査対象機関」という。）（表1）。

なお、P4及びP5に記載の（1）取得件数・保有件数に係る調査については、令和7年6月1日において、監査対象機関の個人情報取扱事務の内、保有してい

る個人情報件数が 100 件以上である事務の中から、保有件数の多い上位 5 事務を対象とした。

表 1 監査対象機関一覧

(単位：機関)

部 局 名	本 庁	出先機関	地方独立 行政法人	合 計
知事公室	10	4		14
総務部	10	4		14
地域創造部	10	9		19
こども・女性局	4	5		9
福祉保険部	6	11		17
医療政策局	6	3		9
環境森林部	7	3		10
産業部	3	6		9
観光局	3	2		5
食農部	7	9		16
県土マネジメント部	9	10		19
まちづくり推進局	6	2		8
会計局	1			1
知事部局計	82	68		150
議会事務局	1			1
教育委員会	9	42		51
その他行政委員会※	6			6
警察本部（公安委員会）	1	12		13
小 計	99	122		221
地方独立行政法人			3	3
合 計	99	122	3	224

※選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会

5 監査の実施方法

監査対象機関に対し、個人情報の適正管理について、令和 7 年 6 月 1 日を基準日として、書面監査の上、一部の機関にヒアリングを実施した。

6 監査の実施時期

令和 7 年 8 月から同年 9 月まで

第2 監査の結果

1 個人情報の取得・保有・管理状況について

(1) 取得件数・保有件数

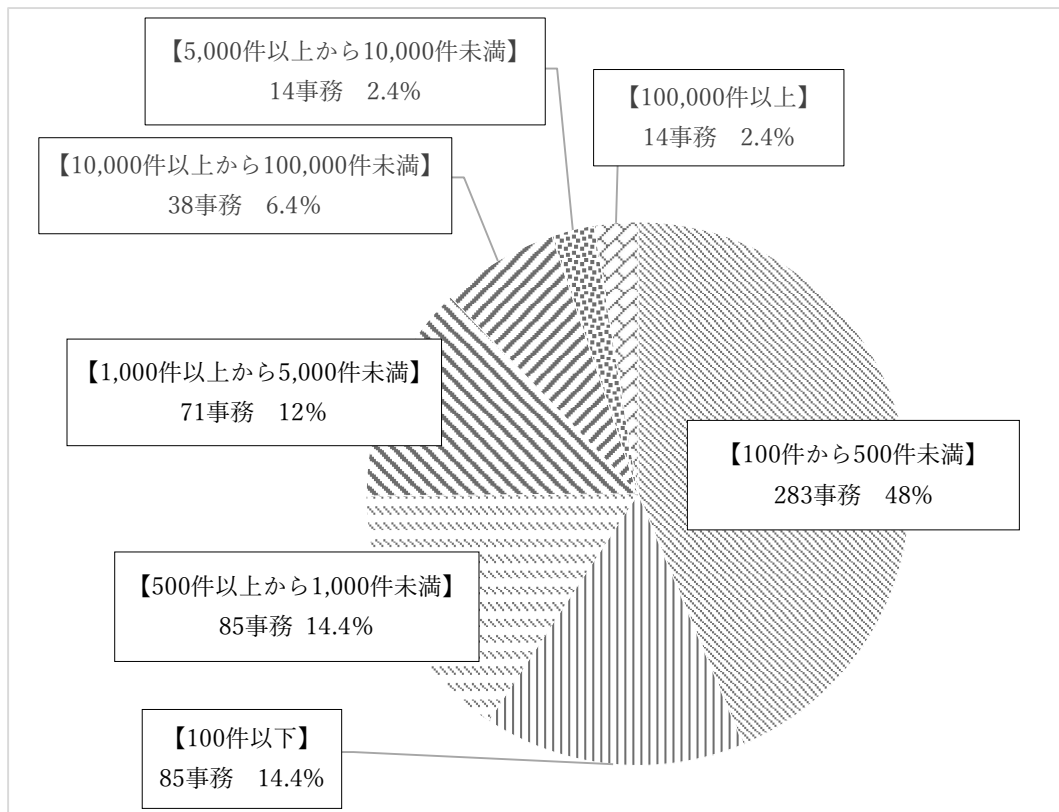
ア 取得件数

監査対象機関が令和6年4月から令和7年6月までに新たに取得した個人情報件数を調査したところ、グラフ1のとおりであった。

個人情報の取得件数では、100件から500件未満の個人情報取扱事務が283事務（48%）と最も多かった。

この他、100,000件以上の個人情報を取得している事務が14事務（2.4%）あり、主に、令和6年4月から運用を開始した奈良スーパーアプリに関する事務や、医療機関における患者情報の登録事務などであった。

グラフ1 個人情報の取得件数



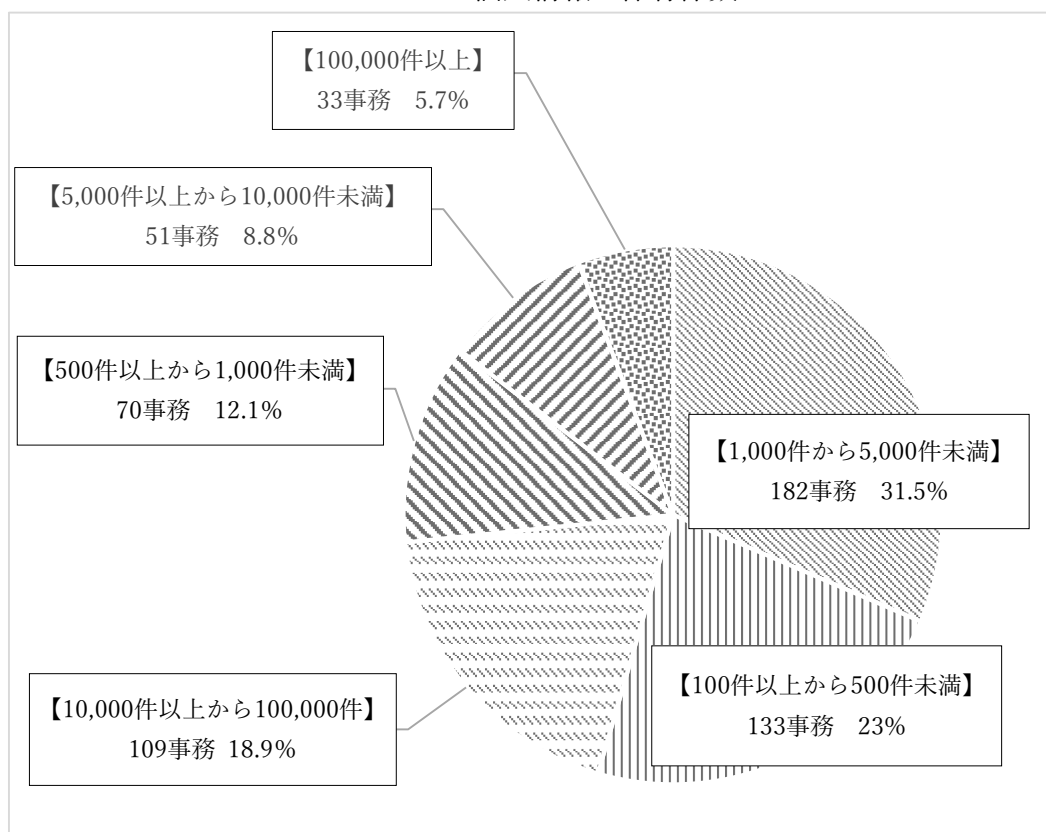
イ 保有件数

次に令和7年6月1日時点における、各監査対象機関の個人情報取扱事務の内、保有している個人情報件数が100件以上である事務の中から、保有件数の多い上位5事務について調査したところ、グラフ2のとおりであった。

個人情報の保有件数では、1,000件以上から5,000件未満の個人情報取扱事務が182事務（31.5%）と最も多く、次いで100件以上から500件未満の個人情報取扱事務が133事務（23%）となっている。

この他、100,000件以上の個人情報を保有して個人情報を取扱事務が33事務（5.7%）あり、主に、奈良スーパーアプリに関する事務や新型コロナウイルスに係る個人情報など医療機関等の個人情報取扱事務などであった。これらは、情報流出事故が発生すれば被害も甚大になる可能性が高いため、徹底したセキュリティ管理が求められる。

グラフ2 個人情報の保有件数



また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）では、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業

務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならず（第 61 条第 1 項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない（第 61 条第 2 項）とされている。

個人情報の取得及び保有について必要な範囲を超えていないか、機関が備える登録簿と関連書類を抽出調査したところ、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取得及び保有している機関はなかった。

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例

令和四年十二月 奈良県条例第十九号

第一条 略

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第二条 実施機関(知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 三 個人情報を収集する目的
- 四 個人情報の対象者の範囲
- 五 個人情報の記録項目(要配慮個人情報にあつては、法第二条第三項に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。)
- 六 個人情報の収集先
- 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(2) 個人情報等を取り扱う管理体制

ア 保有個人情報を取り扱う職員について

保有個人情報を取り扱う職員については、個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱(以下「要綱」という。)第 2 1～4 において、次のとおり定められている。

個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱

第1 略

第2 管理体制

個人情報の保護を総合的に推進するため、総括個人情報保護責任者、副総括個人情報保護責任者、個人情報保護責任者、個人情報保護主任及び個人情報保護監査責任者並びに奈良県個人情報保護委員会を置く。

1 総括個人情報保護責任者

- (1) 総括個人情報保護責任者は、総務部長をもって充てるものとする。
- (2) 総括個人情報保護責任者は、保有個人情報の保護に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、個人情報保護責任者に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の保護に関する事務について実態を調査し、又は報告を求めることができる。

2 副総括個人情報保護責任者

- (1) 副総括個人情報保護責任者は、総務部法務文書課長をもって充てるものとする。
- (2) 副総括個人情報保護責任者は、1(2)の規定による指導並びに調査及び報告の求めについて、総括個人情報保護責任者を補佐する。

3 個人情報保護責任者

- (1) 個人情報保護責任者は、本庁の課（これに相当する室及び課の室を含む。以下同じ。）にあっては当該本庁の課の長、出先機関にあっては、当該出先機関の長をもって充てるものとする。
- (2) 個人情報保護責任者は、各主務課における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たり、保有個人情報の保護に関する事務が適正かつ円滑に行われるための指導及び監督を行うものとする。

4 個人情報保護主任

- (1) 個人情報保護主任は、本庁の課にあっては、課長補佐又は室長補佐のうち当該本庁の課の総務又は庶務を担当する者（当該者のいない本庁の課にあっては当該本庁の課の個人情報保護責任者が指名する者）を、出先機関にあっては、当該出先機関の個人情報保護責任者が指名した者をもって充てるものとする。
- (2) 個人情報保護責任者は、個人情報保護主任を指名するときは、原則として、奈良県行政文書管理規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第1号）第4条の3第4項に規定する文書主任と同一の者を指名するものとする。

なお、個人情報保護責任者は、個人情報保護主任の指名をしたときは、速やかに、その職名及び氏名を総括個人情報保護責任者に報告するものとする。

- (3) 個人情報保護主任は、個人情報保護責任者の命を受けて、各主務課に係る次の職務を行うものとする。

- ア 個人情報ファイル簿の作成に関すること。
- イ 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（閲覧にあつては、出先機関に限る。）に関すること。
- ウ 開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつた場合の個人情報の特定作業及び決定等に係る審査及び調整に関すること。
- エ 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供に関すること。
- オ 個人情報窓口及び他の課（所）との連絡調整に関すること
- カ 保有個人情報の漏えいの対応等に関すること。
- キ その他保有個人情報の保護に関すること。

イ 特定個人情報を取り扱う職員について

特定個人情報を取り扱う職員については、奈良県特定個人情報の保護に関する管理規程（以下「管理規程」という。）第2 1～5において、次のとおり定められている。

奈良県特定個人情報の保護に関する管理規程

第1 略

第2 管理体制

（特定個人情報保護総括責任者）

- 1 県は、指定実施機関における特定個人情報等の取扱いを適正に管理するため、特定個人情報保護総括責任者を一人置くこととし、総務部長をもって充てる。また、デジタル管理室長は、特定個人情報保護総括責任者の事務を補佐する。

（特定個人情報保護責任者）

- 2 指定実施機関は、特定個人情報等を取り扱う各課室及び出先機関又は各事務局（以下「課室等」という。）に特定個人情報保護責任者を一人置くこととし、当該課室等の長をもって充てる。特定個人情報保護責任者は、課室等における特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、特定個人情報保護責任者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（特定個人情報保護主任）

- 3 指定実施機関は、特定個人情報等を取り扱う課室等に、特定個人情報保護責任

者を補佐し、課室等における特定個人情報等の管理に関する事務を担う特定個人情報保護主任を一人置く。

- 4 各課室にあっては課長補佐又は室長補佐のうち総務又は庶務を担当する者をもって、出先機関又は各事務局にあっては当該特定個人情報保護責任者が指名する者をもって、特定個人情報保護主任に充てる。

(特定個人情報取扱担当者)

- 5 特定個人情報保護責任者は、課室等で特定個人情報等を取り扱う職員(以下「特定個人情報取扱担当者」という。)を指名し、その利用目的を達成するために必要最小限の範囲において特定個人情報等を取り扱わせなければならない。

ウ 保有個人情報を取り扱う職員について (警察本部)

奈良県警察の保有個人情報を取り扱う職員については、奈良県警察における個人情報等の管理に関する訓令(以下「訓令」という。)第3条から第8条までにおいて、次のとおり定められている。

奈良県警察における個人情報等の管理に関する訓令

令和5年3月31日

奈良県警察本部訓令第9号

第1章 略

第2章 保有個人情報等の管理体制

(総括個人情報保護責任者)

第3条 警察本部に総括個人情報保護責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報保護責任者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報保護責任者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報保護責任者)

第4条 警察本部に副総括個人情報保護責任者を置き、警務部広報相談課長をもって充てる。

2 副総括個人情報保護責任者は、総括個人情報保護責任者を補佐する。

(個人番号関係事務実施責任者)

第5条 警察本部に個人番号関係事務実施責任者を置き、個人番号関係事務を主管する警察本部の所属の長をもって充てる。

2 個人番号関係事務実施責任者は、個人番号関係事務の実施に関し、必要かつ

適切な指導及び監督を行うものとする。

(個人情報保護責任者)

第6条 各所属に、個人情報保護責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 所属における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報保護主任)

第7条 各所属に個人情報保護主任を置き、次席(次席の事務を取り扱う管理官を含む。)、副隊長、副所長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

2 個人情報保護主任は、個人情報保護責任者の指揮を受け、この訓令による所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(個人情報保護担当者)

第8条 個人情報保護担当者は、個人情報保護責任者が指名するものをもって充てる。この場合において、個人情報保護責任者は、必要があると認めるときは、複数の者を個人情報保護担当者に指名することができるものとする。

2 個人情報保護担当者は、個人情報保護主任を補佐する。

3 個人情報保護責任者は、個人情報保護担当者を指名したときは、速やかに、その官職及び氏名を副総括個人情報保護責任者に報告するものとする。

以上のとおり、個人情報を取り扱う機関は、個人情報保護責任者(以下「保護責任者」という。)、特定個人情報保護責任者(以下「特定保護責任者」という。)及び個人番号関係事務実施責任者(以下「個人番号責任者」という。)について定めている。

そこで、保護責任者、特定保護責任者及び個人番号責任者(以下「保護責任者等」という。)について、各機関において認識しているか確認したところ、全ての機関が認識している、と回答した。

また、各機関において、保護責任者等について認識している主な理由を確認したところ、年度当初に個人情報取扱所管課(法務文書課、デジタル管理室)へ行う個人情報保護責任者等についての報告や、毎年行っている全職員対象の情報セキュリティ研修等が知る機会となっていた。

(3) 保有個人情報の適正管理に関する研修機会の付与の状況

個人情報を適切かつ安全に管理するためには、基本となる運用ルールを正しく理解することが必要である。保有個人情報の適正管理に関する研修機会の付与の状況を調査したところ、全ての所属が研修機会を付与していた。

法務文書課では、個人情報の適切な管理の取組として、情報公開主任及び個人情報保護主任を対象に、毎年度「個人情報保護について」の研修を実施している。

また、デジタル管理室では、共通端末を操作する全職員を対象に、「情報セキュリティ研修」、「マイナンバー研修」を実施するなど、特定個人情報等の適切な管理に向けて、取り組んでいる。

(4) 保有個人情報の管理状況

ア 個人情報の保管場所及び施錠の状況

要綱第5の4及び管理規程第5の7によれば、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとされており、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管・施錠等を行う、とされている。

個人情報の保管場所及び施錠の状況を調査した。その結果は表2のとおり、220機関が保管場所を定めていた。

その内206機関は保管場所を施錠していたが、14機関においては保管場所を施錠していなかった。その理由は、施錠可能な書庫等がないとする機関が多かった。

執務室の施錠により、職員以外の者による漏えいは防げるが、担当者以外の職員による閲覧や持ち出しを防ぐことは出来ない。

表 2 保有個人情報の保管場所及び施錠状況

区 分		保有個人情報を取り扱う機関数				
		保管場所を定めている	保管場所を定めていない	施錠あり	施錠なし	
知事部局	本 庁	79	79	0	73	6
	出先機関	67	67	0	61	6
	小 計	146	146	0	134	12
議会事務局		1	1	0	1	0
教育委員会	本 庁	9	9	0	8	1
	出先機関	42	42	0	42	0
	小 計	51	51	0	50	1
その他行政委員会		6	6	0	6	0
警察本部	本 庁	1	1	0	1	0
	出先機関	12	12	0	12	0
	小 計	13	13	0	13	0
小 計	本庁	96	96	0	89	7
	出先機関	121	121	0	115	6
地方独立行政法人		3	3	0	2	1
合 計		220	220	0	206	14

(注) 表 2 の外、保有個人情報を紙媒体ではなく、データ（エクセル、PDF）で管理し、共有フォルダーに保存しているため保管場所を定めていない機関が 4 機関あった。

イ 保有個人情報の複製及び持ち出し等における指示の状況

要綱第 5 の 2 及び管理規程第 5 の 4 によれば、職員は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、保有個人情報の複製及び外部への持ち出し等について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、保護責任者等の指示に従い行うこととされている。

保護責任者、特定保護責任者及び個人番号責任者の指示が必要な例

- ① 保有個人情報及び特定個人情報等の複製
- ② 保有個人情報及び特定個人情報の送信
- ③ 保有個人情報及び特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- ④ その他保有個人情報及び特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(ア) 保有個人情報の複製に係る保護責任者等からの指示の状況について、確認したところ、表 3 のとおりであった。8 割近くの機関が保有個人情報の複製を行ったことがなく、複製を行ったことがある 49 機関の全てが保護責任者からの指示を受けていると回答した。

表 3 保有個人情報の複製の有無及び保護責任者等からの指示の状況

区 分	機関数	割合 (%)
複製を行ったことがある	49	21.9%
指示に従っている	49	
指示に従っていない	0	
複製を行ったことがない	175	78.1%
合 計	224	100.0%

(イ) 調査期間中、誤送信による情報漏えい事案は 6 機関において 6 件あった。これらの事案後における保護責任者の指示や防止対策について調査したところ表 4 のとおりであった。

複数人によるダブルチェックは 6 機関全てが実施していた。

表 4 保有個人情報の送信に係る保護責任者の指示

内 容	機関数
複数人で送付先等に誤りがないかダブルチェックの実施	6
メール送信時のパスワード設定	1
委託業者の情報セキュリティ事故に関するマニュアルの確認	1
作業従事者に注意喚起及び情報管理研修を実施	1

※複数回答あり

(ウ) 次に、保有個人情報の外部への持ち出しの際の、保護責任者等からの指示の状況について確認したところ、表 5 のとおりであった。7 割近くの機関が保有個人情報を持ち出したことがなく、持ち出したことのある 70 機関の全

てが保護責任者からの指示を受けていた。

表5 保有個人情報の持ち出しの有無及び保護責任者等からの指示の状況

区 分	機関数	割合 (%)
個人情報を外部に持ち出しをしたことがある	70	31.3%
指示に従っている	70	
指示に従っていない	0	
個人情報を外部に持ち出しをしたことがない	154	68.7%
合 計	224	100.0%

保有個人情報の複製及び外部への持ち出しについて、個別に指示を受けているものの他、指導監査及び運営指導の事前提出資料の決裁を取ることにより、包括的な指示を受けているものもあった。

それぞれの保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保護責任者等の指示は行われていた。

(5) 個人情報の取扱いに係る外部委託の状況

個人情報の取扱いに係る外部委託の状況について確認したところ、表6のとおり、外部委託している機関は全体の2割程度であった。

表6 個人情報の取扱いに係る外部委託の状況

区 分	機関数	割合 (%)
外部委託している	54	24.1%
外部委託していない	170	75.9%
合 計	224	100.0%

なお、委託している主な個人情報取扱機関及び事務については表7のとおりである。

表7 委託している主な個人情報取扱機関及び事務

機関名	個人情報取扱事務名称
人事委員会事務局	奈良県職員採用試験事務
総務厚生センター	県職員の手当認定事務等(社会・雇用保険、年末調整、旅費審査等)
旅券事務	旅券事務

また、要綱第9の2において、個人情報の取扱いに係る事務を委託するときは、次の事項に留意するものとしている。

個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱

第9 個人情報の取扱いの委託

1 略

2 個人情報の取扱いを伴う事務を委託するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることについて相手方に周知すること。
- (3) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、当該委託事務の目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、その利用目的、利用範囲等を明確にし、委託先において個人情報の目的外利用が生じないようにすること。
- (4) 委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- (5) 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)から(3)までの事項と同様の必要な措置を講じさせ、再委託先に別記特記事項を遵守させるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記(4)の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- (6) 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
- (7) 委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者が法に規定する罰則の対象となることについて、委託先に周知すること。

ア 個人情報の特記事項について

要綱第9の2では、委託先の選定にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定することとなっている。

入札の場合は入札公告掲載時の仕様書に、随意契約の場合は見積書を徴するときに、契約内容に個人情報の保護に関する別記特記事項があることについて相手方に周知することとなっている。

入札前等の、契約内容の別記特記事項について、相手方への周知状況を調査したところ、全ての機関で入札前等に契約内容に係る別記特記事項の周知が適切に行われていた。

また、要綱等では、個人情報等の取扱いを伴う事務の委託に係る契約にあたっては、契約書に受託者が別記特記事項等を遵守する旨を記載することになっていることから、契約書に別記特記事項が添付されているかを調査したところ、全ての機関で添付していた。会計事務の一部として各機関でチェック機能が働いているため、適正に処理されていると考えられる。

個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱（別記）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

奈良県特定個人情報の保護に関する管理規程（別添記載例）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

- 第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（特定個人情報等の持ち出しの禁止）

- 第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

- 第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督及び教育）

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後において

も当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

イ 委託契約業務に係る個人情報の取扱いについて

要綱第9の2(6)及び管理規程第8の9では、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する、とされている。

労働者派遣契約書に秘密保持義務等の取扱事項が明記されているかを調査したところ、派遣労働者が個人情報の取扱いの業務を行っている3機関については、労働者派遣契約書に秘密保持義務事項が明記されていた。

ウ 委託業務に係る個人情報の管理状況等について

(ア) 要綱第9の2(4)では、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する、とされている。

上記を踏まえ、委託業務に係る個人情報の管理状況等について調査したところ、表8のとおり、11機関が実地検査により確認していなかった。

表8 個人情報の管理状況に係る実地検査での確認状況

区 分	機関数	割合 (%)
実地検査で確認している	40	78.4%
実地検査で確認していない	11	21.6%
合 計	51	100.0%

委託業務に係る個人情報の管理状況について、多くの機関で実地検査により個人情報の管理状況を確認していたが、一部の機関において確認を行っていなかった。その理由として、特記事項により管理や取扱いを定めている、必要があれば検査を行う、委託先に個人情報漏えい防止策を講じさせているが、管理状況については特に確認方法を定めていない、などであった。

しかし、実地検査を行わないと、契約書に定めている個人情報の取扱いを受託者が適切に管理しているか確認できない。

(イ) 特定個人情報においては、管理規程第8の5で、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する、とされている。

調査したところ、全ての機関が、年1回以上の定期的検査等を実施していた。

(6) 保有個人情報の廃棄について

要綱第5の6及び管理規程第5の8によれば、職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うことになっている。廃棄状況を調査したところ表9のとおり、廃棄・消去している165機関の内、99機関では自機関で廃棄・消去を行っており、66機関では外部委託により行っていた。また、59機関が不要となった保有個人情報がないため廃棄していなかった。

表9 保有個人情報の廃棄状況について

区 分	機関数	割合 (%)
廃棄・消去した	165	73.7%
機関で廃棄・消去した	99	
外部委託で廃棄・消去した	66	
廃棄していない	59	26.3%
合 計	224	100.0%

※ 各機関で不要となった保有個人情報の主な廃棄方法

- 複数人による確認で、紙媒体はシュレッダー、データは消去により廃棄
- 各最寄りの市町村ゴミ処理場への持ち込みによる焼却

※ 各機関で不要となった保有個人情報の外部委託による廃棄・消去の確認方法

- 写真付きの作業実施報告書により確認
- 委託先から提出されたデータ消去証明書で確認
- 溶解処分の現場に立ち会い

保有個人情報の廃棄状況について調査した範囲では、おおむね適切に行われていた。廃棄による情報漏えいリスクへの認識が浸透しているものと考えられる。

(7) 監査の所見

行政監査の結果の取扱基準

「指摘事項」

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、法令、条例、規則、通達及び通知（以下「通知等」という。）に違反するもののうち重大なもの。

「意見事項」

通知等で義務づけられてはいないが、個人情報の取得・管理について、有益な取り組みを実施しており、他の所属でも参考とさせたいもの。

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見ても、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項とすることがある。

※ 2の(3)、3の(3)監査の所見において、同じ

ア 保有個人情報の管理状況について（意見事項）

要綱第5の4及び管理規程第5の7では、職員は、保護責任者等の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認められるときは、耐火金庫への保管・施錠を行う、とされている。

保有個人情報の管理状況について、多くの機関で保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、施錠付きの保管場所が確保されていたが、一部において、施錠付きの保管場所が確保されていない機関が見受けられた。秘匿を要さない個人情報の保管以外は、執務室の施錠に加え、担当者以外の職員による閲覧や持ち出しを防げるよう、施錠可能なロッカー、書棚等を確保されたい。

イ 委託業務に係る個人情報の管理状況について（意見事項）

要綱第9の2(4)では、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する、とされている。

実地検査による確認を行っていない理由として、契約書に個人情報取扱特記事項等で個人情報の取扱いを定めていることなどから、実地検査を実施していないとする機関が多かった。

個人情報の管理について契約上定めていても、規定どおり個人情報が取り扱われているかは、実地検査を行わないと確認できない。委託業務に係る個人情報の管理状況について、委託先が遠方の場合など事情がある時は、テレビ通話や写真等により管理の現況を目視等で確認する方法を工夫し、年1回以上、実地検査を行うよう

努められたい。

2 個人情報の利用・提供について

(1) 保有個人情報の利用・提供状況

ア 令和6年4月1日から令和7年6月1日までに保有個人情報を実施機関以外の者に提供した事例は34機関であった。

提供の目的については、以下のとおりである。

表10 提供の目的

目 的	機関数
司法・安全関係（捜査協力等）	18
人事関係	4
登録者情報共有	3
資格、許認可関係	3
未収金徴収関係	3
栄典（表彰）	2
契約関係	1
合 計	34

警察への捜査協力や防犯に係る情報提供と回答した機関が最も多く、次いで市町村あて給与支払報告書の発送、国や市町村への職員派遣のための人事履歴等、人事に係る情報提供と回答した機関が多かった。

イ 行政機関以外の者への保有個人情報の提供について、要綱第8の1で、保護責任者は、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について、提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとされている。

法第69条第2項第4号に係る行政機関等以外の者に保有個人情報を提供した機関を確認したところ2機関あり、いずれも保有個人情報の提供先と書面を取り交わしていた。

その内容は、県事業に係る民間協力機関への個人情報の提供であった。

(2) 監査の所見

個人情報の利用・提供について、監査した範囲では指摘事項又は意見とすべき事項は、特に認められなかった。

利用目的以外の保有個人情報の利用や提供をする場合は、他人に知られたくない個人情報が本人の予期しない形で流通するなど、個人の権利を侵害するおそれがあるため、必要最低限とされたい。

実施機関以外へ提供する場合は、提供先にも適切な管理を求めるよう留意する必要がある。提供時の送付事務なども含め、慎重を期されたい。

3 保有個人情報に係る事故発生について

(1) 保有個人情報の安全管理措置について

本県では、調査対象期間である令和6年4月1日から令和7年6月1日までの、保有個人情報の漏えい事案が表11のとおり発生していた。

表11 本県の保有個人情報の漏えい等事案一覧

分類	件数		概要	原因
		報道 件数		
誤送付	21	1	誤った住所に郵便物を送付	送付先の住所記載ミスによる発送や封入誤り
誤送信	6	0	宛先や添付ファイルの誤り	宛先や添付ファイルを誤って送信
紛失	3	1	保有個人情報の書類を紛失	提出された書類を未処理のまま放置
誤登録	1	1	誤った保有個人情報を登録	他人の個人情報を登録

漏えい事案では、特に誤送付や誤送信が多かった。

漏えい等事案が発生した機関においては、保有個人情報の漏えい等が発生した場合の公表基準等により公表するなど、発生後迅速に対応していた。

保有個人情報の漏えい等が発生した場合の公表基準について
(法文第 527 号 令和 5 年 3 月 31 日発出)

1. 趣旨

この基準は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）が生じたときの当該事案の公表基準について、個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱第 11 の 3 に基づき定めたものである。漏えい等が生じたときは、原則としてこの基準により公表の対応をするものとする。

2. 公表基準

次のいずれかに該当する場合は、報道発表を行う。

- ① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

(例) クレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合

- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

(例) 不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合

ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

保有個人情報が記載・記録された書類等が盗難された場合

職員等従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合

- ④ 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

- ⑤ 全ての被害者への連絡及び謝罪受け入れが事故後速やか（概ね 2 日以内。ただし、被害者数に応じて所要日数を勘案するものとする。）に完了できない場合

ただし、次に該当する場合は、報道発表をしない。

- ① 本人（複数人の個人情報が漏えい等した場合は、そのうちのいずれかの者）が報道発表を拒否した場合、その拒否する理由に相当の理由があると認められるとき

- ② 公表することによってかえって被害拡大する可能性があると考えられる場合

(例) サイバー攻撃による流出

3. 公表事項

報道資料に下記の事項を記載して公表する。

- ① 概要（漏えい等が生じた所属、日時、個人情報の数等）
- ② 漏えい等をした個人情報
※個人が特定されないようにすること
- ③ 漏えい等の発生原因（経緯等含む。）
- ④ 本人への連絡等の状況
- ⑤ 再発防止策

（２）保有個人情報の漏えい防止措置

要綱第5の5では、職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（注）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる、とされている。監査対象機関において講じられている漏えい防止措置の具体例は次のとおりである。

（注）文書の内容だけでなく、付加情報（PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。

- メールへの書類添付やFAXでの書類送付の際、送付先に誤りがないことを、複数の職員で確認。
- 特定個人情報に関する事務（個人情報の記入や給与支払報告書を市町村への送付する等）は必ず2名以上で行っている。
- チェックリストの内容等を参照しながら、情報漏洩の発生がないよう基本的な取り組みを日々実施している。
- 不要になった書類は速やかに処理（シュレッダー、溶解等）。
- 個人情報のある書類等は事務取扱担当者が席にいる時にのみ開き、席を外す場合は、必ず閉じて第三者の目に触れないようにしている。個人情報は使用後、速やかに鍵の掛かる保管場所に収納。
- 二重に鍵の掛かる書庫や鍵付きの棚に管理しており、その鍵の保管についても暗号付きの金庫に保管している。また、執務室の扉や保管している書庫は警備会社の警備システムで管理しており、所属職員以外が立ち入ることの無いよう措置を講じている。

- システム内の情報は、ウィルス対策も含め監視している。

(3) 監査の所見

保有個人情報に係る事故発生について（意見事項）

保有個人情報の漏えい等事案については、全国的に多数発生しており、本県においても、誤送付や誤送信の漏えい事案が特に多く見受けられた。要綱第5の5には、複数の職員による確認やチェックリストの活用等を防止策として挙げられているが、案件の多さは実行が十分されていないためと考える。

各機関においては、情報漏えい及び滅失等のリスクを常に念頭に置いて業務を行うよう意識付けを行い、さらなる事故や事案を引き起こさないよう複数人での確認やチェックリストによる確認等を徹底されたい。

第3 監査の総括

令和7年度の行政監査では、本県においても個人情報の漏えい等の事案が複数発生していることを踏まえ、個人情報取扱事務を有する224機関を対象として、県の保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、取得、管理、利用、提供等の事務が適正に行われているか監査を行った。

その結果、監査した範囲において概ね適正に行われていることが確認できたが、一部に不備も見られたところであり、次の事項については改善に向けた検討を要望するものである。

1 保有個人情報の管理状況について

個人情報が記録された媒体を定められた場所に保管することが要綱で義務づけられている。それに従い多くの機関が定められた場所に保管していたが、一部の機関においては保管場所を施錠していなかった。担当者以外の職員による閲覧や持ち出しを防げるよう、新たに施錠可能な書庫等を確保されたい。

2 委託業務に係る個人情報の管理状況の確認について

委託業務に係る個人情報の管理状況の確認については、多くの機関で実地検査を行っていたが、一部の機関において行っていなかった。個人情報の管理に係る事項を契約上で定めていても、規定どおりに個人情報が取り扱われているかは、実地検査を行わなければ確認できない。管理の状況を目視等で確認する実地検査を、年1回以上行うよう努められたい。

3 個人情報の利用・提供について

保有個人情報の利用・提供状況については、監査した範囲では指摘事項等は特に認められなかった。実施機関以外へ提供する場合は、提供先にも文書等により適切な管理を求めるよう留意する必要がある、提供時の送付事務等も含め慎重を期されたい。

4 保有個人情報に係る事故発生について

保有個人情報の漏えい等事案としては、特に誤送付や誤送信による漏えい事案が多く見られた。個人情報取扱機関においては、さらなる事故や事案が起きないように、情報漏えい及び滅失等のリスクを念頭に置きながら、複数人の職員による確認の徹底等を適切に実施されたい。

参考資料 関係法令等

個人情報保護に関する法律（抜粋）

平成十五年法律第五十七号

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4～11 略

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。

第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 略

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3～4 略

個人情報保護に関する法律施行令（抜粋）

平成十五年政令第五百七号

（個人識別符号）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

五 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号

六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等

八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

十 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、

記号その他の符号

(要配慮個人情報)

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（抜粋）

令和四年十二月 奈良県条例第十九号

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第二条 実施機関(知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
 - 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - 三 個人情報を収集する目的
 - 四 個人情報の対象者の範囲
 - 五 個人情報の記録項目(要配慮個人情報にあっては、法第二条第三項に掲げる個人情報に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。)
 - 六 個人情報の収集先
 - 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始したときは、直ちに、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録をしなければならない。登録をした事項を変更したときも、同様とする。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から登録を抹消しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適用しない。
- 一 県の職員若しくは県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員(以下この号において「県の職員等」という。)又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
 - 二 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務
 - 三 犯罪の捜査に関する事務
 - 四 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定める事務

5 実施機関は、第一項第五号の記録項目の一部、同項第六号に掲げる事項若しくは同項第七号の実施機関が定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは実施機関が定める事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

個人情報適切な管理のための措置に関する要綱（抜粋）

第2 管理体制

個人情報の保護を総合的に推進するため、総括個人情報保護責任者、副総括個人情報保護責任者、個人情報保護責任者、個人情報保護主任及び個人情報保護監査責任者並びに奈良県個人情報保護委員会を置く。

1 総括個人情報保護責任者

- (1) 総括個人情報保護責任者は、総務部長をもって充てるものとする。
- (2) 総括個人情報保護責任者は、保有個人情報の保護に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、個人情報保護責任者に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の保護に関する事務について実態を調査し、又は報告を求めることができる。

2 副総括個人情報保護責任者

- (1) 副総括個人情報保護責任者は、総務部法務文書課長をもって充てるものとする。
- (2) 副総括個人情報保護責任者は、1(2)の規定による指導並びに調査及び報告の求めについて、総括個人情報保護責任者を補佐する。

3 個人情報保護責任者

- (1) 個人情報保護責任者は、本庁の課（これに相当する室及び課の室を含む。以下同じ。）にあつては当該本庁の課の長、出先機関にあつては、当該出先機関の長をもって充てるものとする。
- (2) 個人情報保護責任者は、各主務課における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たり、保有個人情報の保護に関する事務が適正かつ円滑に行われるための指導及び監督を行うものとする。

4 個人情報保護主任

- (1) 個人情報保護主任は、本庁の課にあつては、課長補佐又は室長補佐のうち当該本庁の課の総務又は庶務を担当する者（当該者のいない本庁の課にあつては当該本庁の課の個人情報保護責任者が指名する者）を、出先機関にあつては、当該出先機関の個人情報保護責任者が指名した者をもって充てるものとする。

(2)及び(3) 略

5 及び 6 略

第3 教育研修

(1)～(3) 略

- (4) 個人情報保護責任者は、所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括個人情報保護責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第5 保有個人情報の取扱い

略

1 略

2 複製等の制限

職員が業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護責任者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、個人情報保護責任者の指示に従い行う。

①保有個人情報の複製

②保有個人情報の送信

③保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

④その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 略

4 媒体の管理等

職員は、個人情報保護責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

5 誤送付等の防止

職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（注）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

（注）文書の内容だけでなく、付加情報（PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。

6 廃棄等

職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先におい

て消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

7 及び 8 略

第 8 保有個人情報の提供

1 個人情報保護責任者は、法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

2 及び 3 略

第 9 個人情報の取扱いの委託

1 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。

なお、ここでいう委託は、知事が個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を知事以外のものに依頼する契約のすべてをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約を含み、また、歳入の徴収、収納の委託等の公法上の契約も含む。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 から第 252 条の 16 までの規定により事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は含まない。

2 個人情報の取扱いを伴う事務を委託するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることについて相手方に周知すること。
- (3) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、当該委託事務の目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、その利用目的、利用範囲等を明確にし、委託先において個人情報の目的外利用が生じないようにすること。
- (4) 委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認する。
- (5) 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)から(3)までの事項と同様の必要な措置を講じさせ、再委託先に別記特記事項を遵守させるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記(4)の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- (6) 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
- (7) 委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた

者が法に規定する罰則の対象となることについて、委託先に周知すること。

3～5 略

第 11 安全管理上の問題への対応

1 事案の報告及び再発防止措置

- (1) 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護責任者に報告する。職員は、時間を要する事実確認を行う前にまず個人情報保護責任者に報告する。

(2)～(5) 略

2 及び 3 略

奈良県特定個人情報の保護に関する管理規程（抜粋）

第2 管理体制

（特定個人情報保護総括責任者）

- 1 県は、指定実施機関における特定個人情報等の取扱いを適正に管理するため、特定個人情報保護総括責任者を一人置くこととし、総務部長をもって充てる。また、デジタル管理室長は、特定個人情報保護総括責任者の事務を補佐する。

（特定個人情報保護責任者）

- 2 指定実施機関は、特定個人情報等を取り扱う各課室及び出先機関又は各事務局（以下「課室等」という。）に特定個人情報保護責任者を一人置くこととし、当該課室等の長をもって充てる。特定個人情報保護責任者は、課室等における特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、特定個人情報保護責任者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（特定個人情報保護主任）

- 3 指定実施機関は、特定個人情報等を取り扱う課室等に、特定個人情報保護責任者を補佐し、課室等における特定個人情報等の管理に関する事務を担う特定個人情報保護主任を一人置く。
- 4 各課室にあっては課長補佐又は室長補佐のうち総務又は庶務を担当する者をもって、出先機関又は各事務局にあっては当該特定個人情報保護責任者が指名する者をもって、特定個人情報保護主任に充てる。

（特定個人情報取扱担当者）

- 5 特定個人情報保護責任者は、課室等で特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報取扱担当者」という。）を指名し、その利用目的を達成するために必要最小限の範囲において特定個人情報等を取り扱わせなければならない。

6～9 略

第3 教育研修

1～3 略

- 4 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報取扱担当者に対し、特定個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第5 特定個人情報等の取扱い

1～3 略

（複製等の制限）

- 4 特定個人情報取扱担当者は、業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、特定個人情報保護責任者の指示に従い行う

- (1) 特定個人情報等の複製
- (2) 特定個人情報等の送信
- (3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

5～6 略

(媒体の管理等)

- 7 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報保護責任者の指示に従い、特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認められるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行う。また、当該媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生態情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

- 8 特定個人情報取扱担当者は、特定個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、特定個人情報保護責任者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該特定個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、特定個人情報等の消去や特定個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

9～14 略

第8 特定個人情報等の提供及び業務の委託等

(特定個人情報等の提供)

- 1 特定個人情報保護責任者及び特定個人情報取扱担当者は、番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

- 2 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるとともに、委託先と締結する契約書に次に掲げる事項を明記し、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止

- (3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
- (4) 再委託を行う場合において付与する条件の内容
- (5) 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
- (7) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化
- (8) 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- (9) 地方公共団体において必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

3 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において番号利用法に基づき指定実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

4 2の規定により締結する契約書に別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するものとする。ただし、契約書中に別添「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を記載することは妨げない。なお、契約書によらないで契約するときは、別添特記事項を契約事項として交付するものとする。

(委託先に対する定期的検査等)

5 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。

6～8 略

(派遣労働者に係る契約書の記載事項)

9 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他の特定個人情報等の取扱いに関する事項を明記する。

第9 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

1 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報取扱担当者がこの規程、取扱要領等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該特定個人情報等を管理する特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。

2～7 略

奈良県警察における個人情報等の管理に関する訓令（抜粋）

第2章 保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報保護責任者）

第3条 警察本部に総括個人情報保護責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報保護責任者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報保護責任者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報保護責任者）

第4条 警察本部に副総括個人情報保護責任者を置き、警務部広報相談課長をもって充てる。

2 副総括個人情報保護責任者は、総括個人情報保護責任者を補佐する。

（個人番号関係事務実施責任者）

第5条 警察本部に個人番号関係事務実施責任者を置き、個人番号関係事務を主管する警察本部の所属の長をもって充てる。

2 個人番号関係事務実施責任者は、個人番号関係事務の実施に関し、必要かつ適切な指導及び監督を行うものとする。

（個人情報保護責任者）

第6条 各所属に、個人情報保護責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 所属における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

（個人情報保護主任）

第7条 各所属に個人情報保護主任を置き、次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）、副隊長、副所長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

2 個人情報保護主任は、個人情報保護責任者の指揮を受け、この訓令による所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

（個人情報保護担当者）

第8条 個人情報保護担当者は、個人情報保護責任者が指名するものをもって充てる。

この場合において、個人情報保護責任者は、必要があると認めるときは、複数の者を個人情報保護担当者に指名することができるものとする。

- 2 個人情報保護担当者は、個人情報保護主任を補佐する。
- 3 個人情報保護責任者は、個人情報保護担当者を指名したときは、速やかに、その官職及び氏名を副総括個人情報保護責任者に報告するものとする。

(取扱いの制限)

第12条 個人情報保護責任者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 個人情報保護責任者は、保有個人情報等及び当該保有個人情報等が記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている行政文書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(複製等の制限)

第13条 職員は、その業務の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護責任者の指示を受けて行わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(廃棄及び削除)

第14条 個人情報保護責任者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

- 2 個人情報保護責任者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(業務の委託)

第18条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報

等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次条において同じ。）で確認するものとする。

- (1) 秘密の保持及び個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項
 - (2) 個人情報等の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の禁止又は制限に関する事項
 - (4) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が生じた場合の措置に関する事項
 - (5) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
 - (6) 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項
 - (7) 契約内容の遵守の状況についての定期報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、確認するものとする。

3～5 略

第4章 教養

（教養）

第20条 総括個人情報保護責任者は、職員に対して、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教養を行うものとする。

2 個人番号関係事務実施責任者は、個人番号関係事務を実施する所属の職員に対して、特定個人情報の適切な管理及び個人番号関係事務の取扱いについて、必要な教養を行うものとする。

第5章 雑則

（漏えい等発生時の措置）

第21条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全

の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたとき又は生じるおそれがあると認めるときは、直ちにその旨を個人情報保護責任者に報告するものとする。

2～6 略